

令和4年度八戸港継続大口利用者支援助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八戸港国際物流拠点化推進協議会が、八戸港におけるコンテナ輸出入に要する経費の一部を助成することにより、地域における貿易活動の拡大に寄与するとともに、八戸港コンテナ航路（以下「航路」という。）の更なる利用促進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成金は、日本国内に事業所を有する荷主（船荷証券に記載されている輸出入者又は船荷証券に記載のない最終荷主等をいう。以下同じ。）が、助成金の交付の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）に航路を利用して輸出入を行い、次項に規定する助成対象となる事業（以下「助成事業」という。）に該当する場合に交付するものとする。ただし、輸出入貨物が小口混載貨物の場合は助成の対象としない。

- 2 助成対象期間における八戸港のコンテナ貨物取扱量（以下「取扱量」という。）及び直近過去2年間の平均取扱量が150TEU以上あること。
- 3 助成対象期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、助成対象期間における取扱量について、1TEU当たり1,000円とする。1荷主当たりの助成限度額は150万円とする。

- 2 前項の規定に関わらず、助成金の交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で助成金額を按分し、減額交付するものとする。

(交付申請、実績報告及び助成金の請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、助成事業が完了したときは、令和5年1月4日から1月31日までに必要書類を添えて、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 令和4年度八戸港継続大口利用者支援助成金交付申請書兼実績報告書兼助成金請求書（別記第1号様式）
- (2) 申請者が船荷証券に記載のない最終荷主等のときには、助成金申請者に係る確認書（別記第2号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定、助成金の額の確定及び交付)

第5条 会長は、前条の申請書兼実績報告書兼助成金請求書を受理したときは、申請内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、助成金の交付が適当であると認めるときは助成金の交付を決定し、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に令和4年度八戸港継続大口利用者支援助成金交付

決定通知書兼確定通知書（別記第4号様式）により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、前条の規定による助成金の交付の決定の内容に不服があるときは、助成金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（助成金の審査）

第7条 会長は、第5条の交付決定及び助成金の額の確定における審査の過程において、提出された書類のみで助成要件等を満たしているか確認できない場合は、令和4年度八戸港継続大口利用者支援助成金に係る取扱貨物量の確認について（別記第5号様式）により海運貨物取扱業者等関係者に照会することができる。

（交付決定の取消し）

第8条 会長は、虚偽の申請若しくは不正行為があると認められた場合又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等に違反した場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 会長は、第1項の取消しをした場合には、速やかにその内容を申請者に通知する。

（補助金等の返還）

第9条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

（加算金）

第10条 申請者は、第8条第1項の規定による取消しに関し、前条の規定により助成金の返還を請求されたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を会長に納付しなければならない。

（延滞金）

第11条 申請者は、助成金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を会長に納付しなければならない。

(帳簿の保存)

第12条 申請者は、助成事業の状況、助成事業の経費の収支その他助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から実施する。